

東大阪市立小学校空調設備整備事業

入札説明書

平成 30 年 7 月 13 日

東大阪市

目 次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設の管理者	1
3	本事業の目的	1
4	本事業の内容	1
II	入札参加者に関する条件	3
1	入札参加者の構成	3
2	入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
3	市内企業の事業参画	6
4	参加資格の喪失	7
III	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定方法	8
2	募集及び選定スケジュール	8
IV	入札に関する事項	9
1	入札手続き	9
2	入札参加に関する留意事項	12
3	入札予定価格	14
V	落札者の決定	15
1	落札者の決定	15
2	審査結果の通知	15
3	審査結果等の公表	15
VI	提案に関する条件	16
1	事業フレーム	16
2	業務の委託	16
3	事業者の収入	17
4	事業実施状況及びサービス水準の監視	17
5	保険	18
6	市と事業者の責任分担	18
7	財務書類の提出	18
VII	契約に関する事項	19
1	基本協定の締結	19
2	事業契約の締結	19
3	融資金融機関との協議	20
VIII	その他	21
1	基本協定に違反した場合の取扱い	21

2	特定事業の選定の取消し	21
3	事業の継続が困難となった場合における措置	21
4	情報公開及び情報提供	21
5	入札手続きに関する問い合わせ先	21
別紙 1	図書の貸与について	22
別紙 2	第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項	23

この入札説明書は、東大阪市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した東大阪市立小学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札をいう。）により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、平成30年4月20日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（平成30年6月13日公表）を反映し、一部変更している。したがって、入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとする。

なお、入札説明書等と、実施方針等及び実施方針等に関する質問及び意見に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

I 事業概要

1 事業名称

東大阪市立小学校空調設備整備事業

2 公共施設の管理者

東大阪市長 野田 義和

3 本事業の目的

市は、近年、大きな課題となっている夏場の猛暑下における児童の体調管理や熱中症予防への対応策として、また良好な学習環境づくりを進めるため、市立小学校全51校（以下「対象校」という。）の普通教室等（以下「対象室」という。）に、空気調和設備（以下「空調設備」という。）を新たに設置又は設置後概ね13年が経過した既存の空調設備を新規設備に更新する。

本事業の実施にあたっては、P F I 法に基づく事業として、市立小学校空調設備等の設計、施工及び維持管理を一体的に実施することで、事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用し、短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するとともに、維持管理を含めた事業として実施し、効率的かつ効果的な運用を行うことで、市の財政負担の縮減が図られることを目的とする。

4 本事業の内容

（1）事業方式

事業者が、P F I 法に基づき、空調設備の設計及び施工を行い、市に所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とする。

(2) 事業期間

事業契約締結日から平成 44 年 3 月 31 日までとする。

(3) 本事業の業務範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

- (ア) 設計業務
- (イ) 施工業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 所有権移転業務
- (オ) 維持管理業務
- (カ) 移設等業務

なお、設計業務、施工業務及び工事監理業務は、以下の 2 項目に分類される。

用語	定義
新設	空調設備が設置されていない対象室に空調設備を新たに設置すること
更新	設置後概ね 13 年が経過した既存の空調設備のうち、すべて又は一部を撤去し、空調設備を新たに設置すること

以下、新設及び更新に伴い新たに設置する空調設備を「新規設備」という。

(4) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりとする。

- 基本協定の締結 平成 30 年 12 月
- 事業契約の締結 平成 31 年 3 月
- 事業期間
 - ・設計・施工期間 事業契約締結日～平成 31 年 8 月 31 日
 - ・維持管理期間 平成 31 年 9 月 1 日～平成 44 年 3 月 31 日

Ⅱ 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、Ⅰ・４・(３)に示す業務を担う法人を含むグループとし、以下に定義する構成員及び協力企業で構成されるものとする。なお、ＳＰＣの設立要件については、Ⅶ・２・(４)を参照すること。

構成員	入札参加者を構成する法人で、ＳＰＣから業務を直接受託又は請負し、ＳＰＣに出資を行う者
協力企業	入札参加者を構成する法人で、ＳＰＣから業務を直接受託又は請負するが、ＳＰＣには出資を行わない者

(2) 構成員等の明示等

入札参加者は、あらかじめ入札参加者の代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続き等を行うこと。また、入札参加資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成員及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、Ⅰ・４・(３)に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業予定者の構成員又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

入札参加者の構成員又は協力企業として官公需適格組合が参加する場合には、その組合員は他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）以降の入札参加者の構成員及び協力企業の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について東大阪市立小学校空調設備整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- ② 参加資格確認基準日から入札説明書類（提案書）の提出締切日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ④ 直前 2 年間の国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑥ 東大阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。
- ⑦ 東大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。
- ⑨ 選定委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑩ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・株式会社東畑建築事務所
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所
- ⑪ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者ではないこと。

- ア 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- イ 東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- ウ 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者。

（2）個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、以下の①～⑤の各業務を行うものは、以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は1者以上が該当すること。

- ア 本市の平成29・30年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。
- イ 建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。
- ウ 平成15年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した、国又は地方公共団体が発注した次に掲げる（ア）から（エ）のいずれかの用途の建築物に係る空調設備の設計の実績を有していること。
 - （ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄（一）項に掲げる用途の建築物
 - （イ）建築基準法別表第1（い）欄（二）項に掲げる用途の建築物
 - （ウ）建築基準法別表第1（い）欄（三）項に掲げる用途の建築物
 - （エ）事務所

② 施工業務及び移設等業務を行う者

施工業務及び移設等業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は1者以上が該当すること。

- ア 本市の平成29・30年度入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- イ 経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書（有効期限内に限る）の交付を受

けた者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ ①ウと同じ。ただし、「空調設備の設計の実績」を「空調設備の施工の実績」と読み替えるものとする。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は 1 者以上が該当すること。

ア 本市の平成 29・30 年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。

イ 建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

ウ ①ウと同じ。ただし、「空調設備の設計の実績」を「空調設備の工事監理の実績」と読み替えるものとする。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は 1 者以上が該当すること。

ア 本市の平成 29・30 年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 事業者が選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

ウ 平成 15 年 4 月 1 日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に、国又は地方公共団体が発注した①ウに示す（ア）から（エ）のいずれかの用途の建築物に係る空調設備の 1 年以上の維持管理の実績を有していること。

⑤ 上記以外の業務を行う者

ア 本市の平成 29・30 年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

3 市内企業の事業参画

本事業の実施にあたっては、構成員及び協力企業には、市内に本店・本社の主たる営業所又は支店・支社等の営業所を有する企業（以下「市内企業」という。）を、できるだけ加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間満了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

4 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

(2) 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記（1）と同様とする。（「入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

(3) 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切の責を負わない。

ただし、残存企業のみ又は喪失企業と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、市が認めた場合は、再構成後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。（この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、仮契約を解除するものとする。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業は、事業者には設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の募集及び選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

日 程	内 容
平成30年 7 月13日から 9 月 4 日まで	図書の貸与申込受付
平成30年 7 月17日から 7 月19日まで	入札説明書等に関する説明会及び第 2 回現地見学会（対象校全校）の申込受付
平成30年 7 月20日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成30年 7 月23日から 7 月31日まで	第 2 回現地見学会（対象校全校）の開催
平成30年 8 月 1 日から 8 月 3 日まで	入札説明書等に関する第 1 回質問の受付
平成30年 8 月29日まで	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答の公表
平成30年 8 月31日から 9 月 4 日まで	入札参加資格審査書類の受付
平成30年 9 月10日まで	入札参加資格審査結果の通知
平成30年 9 月12日から 9 月14日まで	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付
平成30年 9 月28日まで	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答の公表
平成30年10月16日	入札提出書類（提案書）の受付
平成30年11月下旬 又は12月上旬	落札者の決定及び公表
平成30年12月下旬	基本協定の締結
平成31年 2 月上旬	仮契約の締結
平成31年 3 月下旬	本契約の締結

Ⅳ 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 図書の貸与

市は、第2回現地見学会に先立ち、対象校の参考図書、及び要求水準書においてデータ配布となっているものを貸与する。なお、詳細は別紙1を参照すること。

(2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時・場所	平成30年7月20日（金） 午前10時30分～午後11時30分 東大阪市役所18階大会議室
参加者	本事業への参画を検討している事業者（1社2名まで）
参加申込期間	平成30年7月17日（火）午前9時00分から 平成30年7月19日（木）午後5時30分まで
参加申込方法	入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会（対象校全校）参加申込書（様式1－5）に必要事項を記入の上、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで、電子メールにエクセルファイル添付にて提出すること。 ※アドレス等は本入札説明書末尾のⅧ・5の入札手続きに関する問い合わせ先に記載（以下、同じ。） なお、市は参加申込メール受信後、着信が完了したことを電子メールで返信する。万が一、平成30年7月19日（木）午後6時00分までに返信がない場合は、施設整備課まで連絡すること。
留意事項	説明会会場では資料を配布しないため、本市ウェブサイトに掲載している入札説明書等を持参すること。
質疑応答	説明会において、質疑回答の時間は設けない。

(3) 第2回現地見学会（対象校全校）の申込受付

本事業への参画を検討している事業者を対象に、対象校全校の見学会を開催する。

現地見学会 日時・場所	平成30年7月23日（月）から 平成30年7月31日（火）まで 時間及び場所については別紙2を参照
参加者	本事業への参画を検討している事業者（各対象校において1社2名まで）
参加申込期間	平成30年7月17日（火）午前9時00分から 平成30年7月19日（木）午後5時30分まで

参加申込方法	入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会(対象校全校)参加申込書(様式1-5)及び第2回現地見学会(対象校全校)の学校別参加希望(様式1-6)に必要な事項を記入の上、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで、エクセルファイル添付にて提出すること。 なお、市は参加申込メール受信後、着信が完了したことを電子メールで返信する。万が一、平成30年7月19日(木)午後6時00分までに返信がない場合は、施設整備課まで連絡すること。
留意事項	現地では資料を配布しないため、本市ウェブサイトに掲載している入札説明書等を持参すること。
質疑応答	現地において、質疑回答の時間は設けない。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成30年8月1日(水)から8月3日(金)午後5時30分まで

② 提出方法

質問書(第1回)提出届(様式1-1)及び質問書(第1回)(様式1-2)に記入の上、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで、電子メールでのエクセルファイル添付にて提出すること。

(5) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を平成30年8月29日(水)までに市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは、公表はせず、質問者にのみ回答する。

(6) 入札参加資格審査書類の受付

入札参加資格審査に関する提出書類(様式2-1から様式2-13まで、及び添付書類1から4まで)を以下の通り提出すること。

① 受付期間

平成30年8月31日(金)から9月4日(火)午後5時30分まで

② 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。)により、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで提出すること。持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く各日午前9時から午後5時30分まで(正午～午後0時45分を除く)の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を平成 30 年 9 月 10 日（月）までに代表企業に対して通知する。

(8) 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-3）により市に説明を求めることができる。

① 受付期間

平成 30 年 9 月 10 日（月）から 9 月 12 日（水）午後 5 時 30 分まで

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで提出すること。持参の場合は、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午～午後 0 時 45 分を除く）の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

(9) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

市は上記（8）に係る回答を平成 30 年 9 月 14 日（金）までに代表企業に対して行う。

(10) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 30 年 9 月 12 日（水）から 9 月 14 日（金）午後 5 時 30 分まで

② 提出方法

質問書（第 2 回）提出届（様式 1-3）及び質問書（第 2 回）（様式 1-4）に記入の上、東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課まで、代表企業が取りまとめて、電子メールでのエクセルファイル添付にて提出すること。

(11) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答を平成 30 年 9 月 28 日（金）までに市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは、公表はせず、質問者にのみ回答する。

(12) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式 3-1）を東大阪市教育委員会事務局 教育総務部施設整備課に持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）すること。

(13) 入札（入札提出書類（提案書）の受付）

入札参加者は、入札提出書類（提案書）（様式 4 から様式 12 までのすべて）を以下の

とおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札日時

平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2 時

② 入札場所

東大阪市役所 22 階 会議室 1・2

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、委任状（復代理人が入札する場合）（様式 4-2）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、入札日の前日までに到着するよう発送すること。）により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札回数は 1 回とする。入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。

(14) ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、平成 30 年 11 月 23 日（祝）（予定）に入札提出書類（提案書）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法・時間等は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提出書類（提案書）の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札提出書類（提案書）の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、以下の場合、入札提出書類（提案書）の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

- ① 事業者選定過程等の説明を目的とする場合
- ② 東大阪市情報公開条例（平成 11 年東大阪市条例第 1 号）に基づく請求に基づき、公開する場合
- ③ その他、市が本事業において公表等を必要と認める場合（落札者の入札提出書類（提案書）に限る。）

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 入札提出書類（提案書）の取扱い

提出された入札提出書類（提案書）については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の談合（連合）の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 虚偽の参加資格審査申請を行った者が入札したもの
- ③ 入札提出書類（提案書）が所定の日時までに到着しないもの
- ④ 一の入札に同一の入札者から 2 通以上の入札書が出されたもの
- ⑤ 入札提出書類（提案書）に必要な記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑦ 代表企業の代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑧ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認めら

れるもの

⑨ その他入札に関する条件に違反したもの

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、2,659,479 千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

- (1) 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。
- (2) 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会が審査を行い、最優秀入札提案を選定する。
- (3) 市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び審査講評については、市ウェブサイトにおいて公表する。

審査結果等の公表にあたり、落札者は提案概要の作成等の必要な協力を行うこと。

VI 提案に関する条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

平成 31 年 8 月 31 日までに、設計・施工業務を完了の上、市に新規設備を引き渡すこと。なお、入札説明書等、入札提出書類（提案書）その他市と事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

① 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。また、事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

② 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 協議事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

③ その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、学校施設環境改善交付金と市債を充当することを予定しているため、事業者は市の申請手続きに協力するものとする。

2 業務の委託

事業者は、入札提出書類（提案書）に示したとおり、構成員又は協力企業に事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札提出書類（提案書）に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

3 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

(1) 事業者の収入

市は、事業者との間で締結する事業契約書に従い、事業者が提供したサービスの対価として、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。

支払方法、支払時期等については、事業契約書（案）を参照すること。

① 設計・施工等のサービス対価

設計・施工等のサービス対価については、学校施設環境改善交付金と市債により一部充当を予定しており、設計・施工等のサービス対価のうち一括支払い分として、初年度に設計・施工等のサービス対価の4分の3を、市が完工確認通知書を交付した後、事業者からの請求を受けてから40日以内に一括して支払う。

残額は、事業者より提案のあった金利を用い、事業期間にわたって割賦して支払う。

② 維持管理のサービス対価

維持管理のサービス対価については、事業の初年度は設備の引渡し日から平成32年3月までの7か月分を平成32年5月に支払い、2年度目からは半期ごとに年2回に分けて支払う。

4 事業実施状況及びサービス水準の監視

(1) 市による監視

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた義務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成していることを確認する。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、入札提出書類（提案書）に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

なお詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

(2) 事業期間中の事業者と市の関わり

- ① 本事業は、事業者の責において遂行される。また、市は（1）のとおり、事業実施状況について確認を行う。
- ② 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて各業務を担当する企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ③ 資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することがある。

5 保険

事業契約書（案）を参照すること。

6 市と事業者の責任分担

（１）リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。

したがって、各業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（２）予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び入札説明書等に基づくものとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで入札提出書類（提案書）を提出すること。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

VII 契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と落札者は、落札後速やかに、入札説明書等及び入札提出書類（提案書）に基づき、基本協定を締結するものとする。

2 事業契約の締結

（１）契約手続き

- ① 市は、(5)において示すＳＰＣと、基本協定書に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業契約（仮契約）を締結する。
- ② 事業契約（仮契約）は、当該契約に関する議案が東大阪市議会の議決を経た場合に本契約の効力が生ずる。
- ③ 当該契約に関する議案は、平成 31 年 3 月に開催予定の東大阪市議会に提出する予定である。
- ④ 落札者の構成員及び協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

（２）事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき設計、施工及び維持管理に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

（３）契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

（４）契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

（５）ＳＰＣの設立

落札者は、事業契約（仮契約）の締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社としてＳＰＣを設立しなければならない。ＳＰＣの設立にあたっての要件は以下のとおりとする。

- ① ＳＰＣの本店の所在地は、東大阪市内とする。
- ② 構成員は当該会社に対して、出資すること。なお、代表企業はＳＰＣの出資者のうち最大の出資を行うこと。
- ③ 構成員以外のものが、当該会社に出資することは可能だが、構成員以外の者の出資は、ＳＰＣ議決権株式の 50%未満でなければならない。
- ④ ＳＰＣは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ⑤ ＳＰＣの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は、事業契約上の地位及び権利義務について譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。また、株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

3 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- ① 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- ② 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- ③ 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

VII その他

1 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、基本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び選定において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、その旨を速やかに市ウェブサイトにおいて公表する。

3 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ウェブサイトにおいて公表する。

5 入札手続きに関する問い合わせ先

担 当	東大阪市教育局事務局 教育総務部施設整備課
住 所	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
電 話	06-4309-3335
F A X	06-4309-3837
E-mail	pfikucho@city.higashiosaka.lg.jp
ウェブサイト	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000022948.html

別紙 1 図書の貸与について

入札説明書 IV・1・(1) に基づく図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する図書

対象校に関する情報提供等のため、対象校に関する以下の参考図書、及び要求水準書においてデータ配布となっているものを次のとおり希望者に貸与する。

○ 参考図書

- ・ 既設空調機器リスト
- ・ 単線結線図
- ・ エネルギー消費量一覧（平成 29 年度実績値）
- ・ 機械警備の概要

2 申込手続

(1) 申込期間

平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 30 年 9 月 4 日（火）午後 5 時 30 分まで

(2) 申込方法

図書の貸与を希望する企業は、「図書の貸与申込書（様式 1－7）」を市ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入（押印不要）のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出する（押印なし）こと。なお、メール件名には「図書貸与に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

図書の貸与申込書のファイル形式はエクセルとする。

申込はⅧ・5 に示す「入札手続に関する問い合わせ先」に行うこと。

3 受取及び返却

(1) 受取期間

平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 30 年 9 月 4 日（火）

貸出時間：土日祝を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分（正午～午後 0 時 45 分を除く）まで

(2) 受取方法

図書の受取にあたっては、「図書の貸与誓約書（様式 1－8）」を市ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、参考図書の受領時に提出すること。

市は、当該押印済誓約書と引換えに参考図書の貸与を行う。

(3) 返却日

貸与された図書は平成 30 年 10 月 15 日（月）午後 5 時 30 分までに、Ⅷ・5 に示す「入札手続に関する問い合わせ先」の窓口に戻却すること。なお、訪問にあたっては、事前に市に訪問予定時刻について連絡し、調整したうえで、約束した時刻に訪問すること。

別紙2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項

入札説明書 IV・1・(3)に基づく第2回現地見学会(対象校全校)は、以下のとおり実施する。

1 現地見学対象校及び開催日時

順番	見学時間	7月23日		7月24日		7月25日		7月26日		7月27日	
		月		火		水		木		金	
		①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1	10:30～11:30	孔舎衛東小	荒川小	池島小		意岐部東小		花園北小	高井田西小	英田南小	
2	13:00～14:00	孔舎衛小	意岐部小	縄手南小	八戸の里小	玉川小	成和小	花園小	長堂小	英田北小	西堤小
3	14:30～15:30	石切東小	藤戸小	縄手小	八戸の里東小	岩田西小	弥栄小	玉串小	桜橋小	北宮小	楠根小
4	16:00～17:00	石切小	楠根東小	上四条小	小阪小	玉美小	鴻池東小	若江小	長瀬北小	加納小	森河内小

順番	見学時間	7月30日		7月31日	
		月		火	
		①	②	①	②
1	10:30～11:30	上小阪小	柏田小	枚岡西小	
2	13:00～14:00	布施小	長瀬西小	枚岡東小	長瀬東小
3	14:30～15:30	高井田東小	長瀬南小	縄手北小	弥刀小
4	16:00～17:00		大蓮小	縄手東小	弥刀東小

2 見学方法

- ・ 見学会の当日は、対象校の集合場所に見学開始時間の5分前に集合し、見学を開始する。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。
- ・ 見学時間は、各学校1時間とする。
- ・ 各学校で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は、原則1社あたり2名までとする。

3 見学箇所

空調設備を設置する対象教室内、校舎周り、敷地周り、職員室(集中リモコン設置予定箇所)、分電盤、受変電設備、屋上(室外機を屋上に設置する対象校の校舎のみ)、ガス供給の状況等を見学対象とする。

4 参加申込方法

(1) 参加申込方法

第2回現地見学会への参加を希望する企業は、「入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会(対象校全校)参加申込書(様式1-5)」及び「第2回現地見学会(対象校全校)の学校別参加希望(様式1-6)」を市ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、平成30年7月19日(木)午後5時30分までに、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、メール件名には「現地見学会に関する申込(会社名)」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はエクセルとする。

申込はⅧ・5に示す「入札手続きに関する問い合わせ先」に行うこと。

(2) 申込書の記入方法

「入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会(対象校全校)参加申込書(様式1-5)」には、申込企業の担当者1名の連絡先等を記入し、説明会及び各学校の見学会への「参加・不参加」を明記すること。見学会に参加する場合は、学校別の参加希望を「第2回現地見学会(対象校全校)の学校別参加希望(様式1-6)」に明記すること。

5 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、見学開始時間の5分前に現地に集合すること。なお、集合場所は、「入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会(対象校全校)参加申込書(様式1-5)」に記載の担当者にメールにて送付する。
- ・ 各学校に駐車場は設けない。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙となっている。
- ・ 見学者は、各学校の集合場所にて名刺を提出すること。なお、学校教職員から身分証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- ・ 見学時に必要なものは各自用意すること(上履き等)。原則、室内は土足厳禁となっている。
- ・ 見学にあたって市又は学校教職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- ・ 現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童や教職員を含む撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- ・ 当日、校庭開放等により運動場等にて団体等が活動している場合がある。
- ・ 資料を配布しないため、本市ウェブサイトに掲載している入札説明書等を持参すること。
- ・ 質疑の時間は設けない。また、学校教職員にも質疑を行うことを禁止する。なお、現地見学による質問がある場合には、入札説明書等に関する質問の受付期間に提出すること。

